

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	復興庁										
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）												
要望項目名	復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等の特例措置の延長												
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          令和3年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が、復興産業集積区域において取得等した開発研究用資産について、特別償却ができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>投資時期</td> <td>～H31.3.31</td> <td>H31.4.1～R3.3.31</td> </tr> <tr> <td>特別償却率</td> <td>50%（福島県：即時償却）</td> <td>50%・34%（福島県：即時償却）</td> </tr> </table> <p>※ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内の中小企業者等に限る。          ※ 対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能。          （注）復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。</p> <p>・ 特例措置の内容          本特例措置の対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、適用期限（令和3年3月31日）を3年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>投資時期</td> <td>R3.4.1～R6.3.31</td> </tr> <tr> <td>特別償却率</td> <td>中小企業者等：50% 中小企業者等以外：34%</td> </tr> </table> <p>復興特区税制の対象外となる区域における新型コロナウイルス感染症の影響による設備導入等の遅延への対応として、復興特区税制の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、同感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例措置を適用できるよう経過措置を設ける。</p>			投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	特別償却率	50%（福島県：即時償却）	50%・34%（福島県：即時償却）	投資時期	R3.4.1～R6.3.31	特別償却率	中小企業者等：50% 中小企業者等以外：34%
投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31											
特別償却率	50%（福島県：即時償却）	50%・34%（福島県：即時償却）											
投資時期	R3.4.1～R6.3.31												
特別償却率	中小企業者等：50% 中小企業者等以外：34%												
関係条文	<p>○ 東日本大震災復興特別区域法第39条          ○ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の5、第17条の5、第25条の5          ○ 地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、附則第8条第1項</p>												
減収見込額	[初年度]	—（▲2）	[平年度]	—（▲2）									
	[改正増減収額]	—		（単位：百万円）									
		ページ	2—1										

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第1期復興・創生期間後も、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>①人口の状況 岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(推計人口 R2. 4. 1/H22 国調人口: 3 県沿岸等 90%、全国平均 98%)、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、女川町 57%、南三陸町 63%、山元町 71%、大槌町 71%、山田町 78%等)</p> <p>②事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R1. 8)、宮城県 80% (R2. 3)、福島県 74% (R2. 7) となっており、中小機構仮施設設入居事業者等状況調査 (R2. 3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 246 者)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 78 者、再譲渡を受け事業継続と回答した事業者が 41 者いるという状況にある。 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R1. 6) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。</p> <p>③雇用の状況 岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(R1 工業統計/H22 工業統計: 3 県沿岸等 89%、全国平均 102%) 非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、大槌町 60%、気仙沼市 64%、陸前高田市 67%、女川町 67%等)</p> <p>研究開発は雇用確保のみならず、生産の押上げ効果も期待される場所であり、被災地の産業再生に寄与するものである。また、岩手県、宮城県、福島県の復興計画・総合計画等 (※) において、引き続き研究開発を行う企業の誘致、集積を図ることとしている。</p> <p>(※) 第2期岩手県ふるさと振興総合戦略 (令和2年3月策定) 岩手県復興推進計画第2号 (平成28年12月20日変更認定) 宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画 (平成30年3月策定) 宮城県復興推進計画第1号 (平成30年12月19日変更認定) ふくしま創生総合戦略 (令和2年3月策定) 福島県復興推進計画第2号 (令和元年10月16日変更認定)</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」(抄)(令和元年12月20日閣議決定)</p> <p>II. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>(2) 法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</li> </ul> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(1) 復興支援に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)において研究開発を行う事業者等の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
政策目標の達成状況	令和2年3月末までに、東日本大震災復興特別区域法第39条に基づく指定を111件行っている。うち、沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)では22件の指定を行っている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年間で3件の指定が見込まれる。 ※沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)に限る
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における研究開発を促進し、新たな産業の創出・集積、雇用機会の確保に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置(復興特区法第37条、第38条及び第40条)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本特例措置は、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に限定した上で、更に、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ研究開発のための投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>令和2年3月末までに、東日本大震災復興特別区域法第39条に基づく指定を111件行っている。</p>	
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）における研究開発を促進することで、雇用の確保を図るとともに新たな産業の創出や発展に資することができる。</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）において研究開発を行う事業者等の増加</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>令和元年度、令和2年度の2年間で10件の指定を見込んでいたが、令和元年度、令和2年度の2年間で2件の指定にとどまっている。（雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。令和2年度は見込み件数。） 研究開発を行う企業の誘致が進んでいないことによると考えられる。</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成23年度 創設 平成28年度 福島県以外の特別償却率を見直したうえ5年間延長 平成31年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内における中小企業等限り、平成30年度までと同水準の措置率として2年間拡充 令和2年度 事項要望</p>	
<p>ページ</p>	<p>2—4</p>	